陳情文書表(令和5年第1回定例会)

陳	情	第	2	号	令和5年2月15日受理
付	託	委	員	会	都市常任委員会
件				名	「障がい者施設の隣接道路の舗装」に関する件

陳 情 要 旨

当障がい者施設は、千葉県知事指定(指定番号1210400592)の施設となり、難病の①アペール症候群、難病の②コルネリア・デ・ランゲ症候群などの方が利用しております。

難病の①アペール症候群の子供は、最重度の知的障がいと身体障がい者手帳 1級を併せ持ち、医療的ケア(医療行為)の酸素ボンベを吸入しながらの施設 利用となります。次に、難病の②コルネリア・デ・ランゲ症候群の方は、常に経管栄養(胃ろう)、浣腸等の医療的ケアを必要とし、移動には車いす(重度 障がい者仕様の特注車イス)にて施設を利用しております。

そのほか、上肢、下肢、体幹ともに機能不全で、体内に筋肉の痙縮を緩和するための機器を埋め込んでいる身体障がい者1級の方や、視力が全くなく最重度の知的障がいを併せ持つ方なども利用しております。

当障がい者施設は、平成29年8月の開設当初から5年以上が経過しますが、利用者からは、隣接道路の舗装の要望が多く寄せられています。

難病の①アペール症候群の子供は、頭部を覆っている骨が非常に薄く、体幹の側わん症状のため、歩行が困難で、転倒は生命とりになる場合がございます。また、砂利道の凹凸から伝わる車いすへの振動は、想像以上で、難病の②コルネリア・デ・ランゲ症候群をはじめとする胃ろうのチューブを装着している方にとっては、恐怖とパニックを起こさせるだけでなく、健康を損なう恐れもございます。

八千代市内において、重度重複障がい者の方を積極的に受け入れ、寄り添った支援をする施設は殆どなく、その方々にとって、当障がい者施設は、最後の拠り所となっております。

施設内については、私どもの努力で利便性の向上は図れますが、道路整備に 関しましては、市に協力していただけなければ難しい状況です。

隣接道路は、赤道であり、市としての道路整備としての優先順位は低いもの と察しますが、総合的見地および人道的見地から舗装整備が実現するよう、お

陳 情 文 書 表 (令和5年第1回定例会)

取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上が陳情の要旨となります。ぜひとも採択されますようお願い申し上げます。